

(案)

第9回統合新校推進協議会 資料4  
令和5年7月28日  
統合新校推進協議会事務局

令和5年8月〇日

目黒区教育委員会教育長  
関根 義孝 様

第七中学校・第九中学校  
統合新校推進協議会  
会長 松本 猛

## 統合新校の基本的事項に関する協議結果報告書（令和5年度）

第七中学校・第九中学校統合新校推進協議会では、目黒区教育委員会教育長からの委嘱を受け、令和4年4月20日から令和5年7月28日までの間に9回の協議会を開催し、統合によって新設する中学校（以下、「新校」という。）の位置など、統合に関する基本的事項について順次議論を重ねてまいりました。

令和4年度は、新校の位置、通学区域、目指す学校像などの基本的事項について協議を行い、「統合新校の基本的事項に関する協議結果報告書」を令和4年11月30日に教育長に報告しました。その際、残された協議事項である新校の校名の選定については、令和5年度に協議し、結果については別途報告することとしていました。

この度、残された協議事項である新校の校名について、下記のとおり協議を取りまとめましたので、第七中学校・第九中学校統合新校推進協議会設置要綱第9条に基づき、報告いたします。

引き続き、保護者、地域の方々、学校及び教育委員会が相互に連携を図りながら、それぞれの役割を果たしていくことで、円滑な統合に向けての取り組みを進めていくことができますよう、よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 新校の校名について

新校の校名については、以下の校名案が望ましいと考えます。

- 校名案（ふりがな）
- 校名案（ふりがな）
- 校名案（ふりがな）
- 校名案（ふりがな）
- 校名案（ふりがな）

#### 2 協議会で出された各委員からの意見・要望

本協議会において各委員からこれまでに寄せられた意見・要望は別紙のとおりです。

教育委員会においては、今後の検討にあたって、これらの意見・要望を参考にさせていただきますようお願いいたします。

以 上

(このページは空白です)

## 会 議 録

名 称	第8回第七中学校・第九中学校統合新校推進協議会
日 時	令和5年5月15日（木）午後7時から午後7時50分まで
会 場	第九中学校体育館
出席者	43名
会議次第 会議の結果 及び 主な発言	<p>1 開会</p> <p>（会長） 本日は「新校の校名選定」について協議を行う。</p> <p>2 協議会委員・幹事の交代について</p> <p>【説明概要】 （学校統合推進課長） 資料1により協議会委員・幹事の交代について説明する。町会・自治会、保護者、教育委員会事務局の委員の交代があり、町会・自治会、保護者は選出委員の交代によるもの、教育委員会事務局は令和5年4月1日付けの異動によるものとなっている。 また、協議会委員の交代に伴い、2名の幹事について交代があった。</p> <p>（会長） 幹事の第七中学校PTAから選出された委員の交代届の提出を受けて、後任の委員に幹事をお引き受けいただくことで良いか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>（会長） それでは、第七中学校PTAから選出された 堀内 一成 委員に幹事をお願いする。</p> <p>3 新校の校名選定について</p> <p>【説明概要】 （学校統合推進課長） 資料2により新校の校名選定について説明する。 まず、選定方法の概要は統合新校整備方針に記載しており、「多くの方に親しまれ、愛される校名となるよう公募を行い、選定していくこと」、「選定に当たっては、保護者や地域の意見を十分に踏まえる必要があることから、公募の方法、対象者の範囲及び選定基準などにつ</p>

いて、本協議会で協議していくこと」、「校名選定の時期については、令和5年度の早い時期に選定を行い、令和5年12月頃までに、目黒区立学校設置条例を改正する方向で進めていくこと」を定めている。

公募の概要について、対象者は、目黒区民、区外在住の統合対象校の卒業生と教職員や元教職員、区外在住の目黒区在勤・在学者とし、周知に当たっては、めぐろ区報、目黒区ホームページ、保護者連絡システム、町会・自治会の回覧板・掲示板、住区の公営掲示板、地区サービス事務所や住区センターでのチラシ設置を予定している。応募方法は、オンラインフォームからの応募のほか、郵送・持参・FAXによる応募とし、応募に当たっては、校名の案とその理由について記載を求める。応募期間は、6月1日（木）から6月30日（金）までの1か月間とする。

校名の選定基準について、まず、公募の結果を踏まえ、一次選定は教育委員会で行う。公募の状況により、30程度の候補に絞る想定としている。一次選定は、客観的な判断基準に基づき選定するものであり、例えば、一次選定で除外するものとして、資料に記載している基準を掲げている。

次に、一次選定の結果を受けて協議会で二次選定を行うこととし、30程度の候補から3から5程度に絞り込むための協議をさせていただき、最終的に、投票により選定していただきたいと考えている。協議会での協議結果の報告を受けて、二次選定を教育委員会で決定する。決定に当たっては、協議会の協議結果を尊重する。二次選定では、①新校としてふさわしいものか、②校区の児童・生徒、保護者、地域の方が将来にわたって親しみや愛着を持てるか、③第七中学校と第九中学校の両方の地域に一定の理解が得られるか、を判断基準とする。

最後に、二次選定の結果を踏まえ、三次選定を、教育委員会で行い、最終的には教育委員会の責任において、理由を示した上で、校名を決定していく。

選定の流れについて、まず、教育委員会で6月に公募を行い、公募結果を踏まえ、7月上旬に、教育委員会で、客観的な判断基準に基づき一次選定を行う。次に、一次選定で残った候補について、7月13日（木）から20日（木）までの間で、統合対象校の生徒と協議会委員に、どの校名が良いか投票していただく。その後、協議会までに、協議会資料を委員に送付し、その際に、生徒と委員の投票状況についてお示ししたいと考えている。次回、7月28日の協議会の中で、統合対象校の生徒と協議会委員の投票の結果をお示しし、一定の議論をいただいた上で、再度、協議会委員に2回目の投票をしていただき、2回目の投票結果に基づき、3から5程度の校名候補を選定していただきたいと考えている。8月から9月上旬にかけては、教育委員会の協議により校名を決定し、11月から12月にかけて開催される、第4回区議会定例会において、目黒区立学校設置条例を改正する議案を提出する予定である。

【質疑・意見】

(会長) それでは内容について、ご質問・ご意見があれば伺う。

- 7月上旬に公募と一次選定の結果が協議会委員に通知されて、その後第1回協議会委員の投票という流れになるが、投票に当たったの判断材料として、公募結果と一次選定結果の情報はどの程度提供されるものか。単純に投票対象となる校名候補だけが来るのか。理由も含まれるのか。

⇒ (学校統合推進課長) 現在の想定としては、一次選定で絞り込まれ協議会委員の皆様にご投票していただく約30程度の校名候補と有効票として扱った全候補を皆様にお知らせする。

理由については、網羅的に記載すると資料が多くなることから、同じような理由はまとめてお示ししたい。

- 校名に関する協議会委員での議論の場が7月28日の第9回協議会での意見交換の1回だけなのか。

⇒ (学校統合推進課長) 7月13日から7月20日までに、協議会委員の方と統合対象校の生徒にご投票をしていただく。協議会当日は、その投票結果を確認しながらご議論いただき、最終的には協議会委員の皆様の投票により決定していきたい。

協議会での議論については、現時点の想定では約30分程度を予定している。例えば1人1分程度で、他の候補のネガティブな情報は言わないというルールで、自分が推薦する候補についてのポジティブな意見を言っていただくようなことを想定している。その後2回目の投票を行い決定していく予定である。

- やはり校名はとても大切な事柄であり、協議会での議論が1回、30分で良いのかと思う。協議会後の教育委員会での選定では2、3回予定されている。他の方の意見を聞いた上で、やはり自分もそう思うだとか、やっぱりちょっと違うかなといった意見もあるかと思う。せっかく協議会委員の皆さんが集まって考えていく場合に、もう少し議論を尽くす場があっても良いのではないか。

⇒ (学校統合推進課長) 議論を深めるために協議会をもう一度開くべきかについても、幹事の皆様にも諮り、事務局内でも検討した。

ただお示ししたとおり、7月13日から7月20日までの投票結果を7月28日の協議会前にお知らせすることから、生徒や他の委員の意向を一定程度把握したうえでの議論となる。30分程度とはなるが、更なるご意見についてもご表明いただいたうえでの第2回投票となることから、事務局案は資料でお示ししたかたちとした。

- 確かに30分は短いように感じるが、どのくらい前に情報をもらえるかにも拠るように思う。その場で示されて30分というのは校名を決めるのに時間が短いということはあるので、もう少し早く情報を提供することは検討しているか。

⇒（学校統合推進課長）7月上旬に教育委員会で一次選定を実施し、7月13日の段階で、先ほどお示したように一次選定で残ったものと落選したものの全ての候補とその理由の概要をお示しする。そこから28日まで約2週間あるため、その間にご検討いただく。その間、7月13日から20日までの協議会委員と統合対象校生徒の投票結果を集計し、おそらく暫定版とはなるがその結果を28日の協議会の前に送付するので、その結果を踏まえてご議論いただきたい。

なお、協議会委員の投票は原則としてメールでご返信いただこうと考えている。メールのない方については資料送付後、ファックスや電話等でご回答いただくことを想定している。

次回の協議会の時間は原則どおり午後7時開始、午後8時30分終了を予定しているが、資料の説明後にご議論いただく予定となっている。先ほど議論の時間を30分とお伝えしたが、もし協議会委員の皆様にご了承いただけるのであれば、予定時間である8時30分を超えてご議論いただくことも事務局としては考えている。

なお、当日の2回目の投票の集計後、望ましい校名候補を3校にするのか4校にするのか5校にするのかもご議論いただく。投票結果によってはばらつきが出てきて、例えば4位と5位に大きな差があるときに4校にするといった議論もしていただく。

⇒（会長）7月28日（金）の協議会当日よりも前に資料をもらえるということで良いか。

⇒（学校統合推進課長）暫定版の協議会資料を事前に配付する。

○ 他の自治体の校名選定では政治家が動いたという報道が出ている。今回の選定に当たって、政治の力が働くことは絶対にないか、民主的に決められるかということを確認しておきたい。

⇒（学校統合推進課長）校名の選定については教育委員会が決定の権限を持っている。地方教育行政の組織及び運営に関する法律において学校の設置、廃止等を教育委員会の権限と定めている。教育委員会は5名の委員から構成され、教育長1人、教育委員4人となっている。

二次選定においては、協議会委員の皆様の意見を尊重する趣旨から投票していただくが、一方で協議会委員の方も校名公募に応募できるようにしている。二次選定の決定に、応募者が関わることは問題があることから、協議会委員の皆様の意見を最大限尊重して教育委員会が決定するという整理とした。

なおその後の三次選定については、教育委員会の責任のもとに、理由をお示した上で決定していく。

○ 統合対象校の生徒の投票をすることのだが、次回の協議会に生徒の代表も入れて直接意見を聞いて取り入れていくことはできないか。学校は子どもたちのためのものだが、子どもたちがいないがしろにされている感じがしている。協議会委員の意見も大切だが、やは

り通学するのは子どもたちなので、自分たちが決めるかたちを取った方が、子どもたち自身が新しい学校づくりに参加していると実感できるのではないか。

⇒（学校統合推進課長）生徒自身が7月28日の協議会で意見を言う場を設けるべきではないかというご意見だと思う。

生徒参加のあり方については、校名だけではなく様々な検討を行っている。今後、校章・校旗、校歌、標準服、校則といった様々なところで話し合いなどをする場を設けたいと考えている。

校名の生徒投票の結果には当然にばらつきが出ることから、生徒代表が協議会に出ても、その生徒の意見や理由は表明できるかもしれないが、全ての生徒の意向を反映させるような意見出しやプレゼンは難しい。

そのため、校名選定への生徒参加のあり方としては、資料でお示したとおり、二次選定の対象となった校名への投票、興味のある生徒には校名候補の応募をしていただくかたちが良いと判断している。

公募は6月1日から6月30日までで、ホーム&スクールの保護者連絡システムで保護者の方にも周知し、統合対象校の生徒、統合対象校の通学区域内の小学5、6年生にもチラシを配布する予定である。保護者に支援していただき、関心のある小学生のお子さんにも応募してほしいと考えている。

○ 応募というかたちでしか子どもたちが意思を示せないのか。やはりプレゼンみたいなかたちで、校名選定に興味のある子ややる気がある子がその思いを協議会委員の前で出せる場があったらよい。

これから子どもたちが参加するとのことだが、この統合に関して子どもたちの意見を直接聞きに行っていない。もっと学校に出向いて子どもたちの意見を聞いて、その意見を積極的に取り入れてほしい。

スケジュールに関して昨年から協議会に参加していると思うことは、スケジュール通りにこなすことが重視され、言葉も難しく、早すぎてついていけない。また、意見も言いやすい場ではなく、その場で説明を聞いて、すぐに意見は出せない。協議会の後に家事をしながら考えて、意見が出てくることもあった。学校は一度作ってしまったらそれを壊すこともできないので、もう少し余裕を持って進めてほしい。

⇒（学校統合推進課長）これまでの統合においても、校名選定に関する生徒参加は投票のみとなっている。投票以外に生徒で議論する時間を設けるとなるとなかなかスケジュールの部分も含めて厳しい。

事務局としてもできる限り余裕を持ってやっていきたいと取組を進めているが、結果としてこのようなかたちになっていることは申し訳ないと思っている。

不十分と言われるかもしれないが、1回目の協議会委員の投票と生徒の投票結果を踏まえて、2回目の投票を行うことから、一定程度協議会委員の皆様の意見を反映した結果が得られると考えている。

○ スケジュールと今後の流れについてあらかじめ決まったことを説明して、協議会委員に意見を出させて終わりという印象がある。協議会委員からの意見をどう取り込むのか、どう意見を踏まえてアップデートするのかという前向きなスタンスが見えない。

例えば今の子どものプレゼンの場を設けたいという意見について、前例がないからとか、スケジュールが厳しいからという説明だが、そこを乗り越えていくような対応は考えられないのか。

⇒（学校統合推進課長）行政の手続き上、スケジュールも大切であることはご理解いただきたい。今回ご説明した内容については、幹事会においても同意をいただいて、協議会に臨んでいるところである。ただ、7月28日の第9回協議会でもまとまらない場合は、別の方策も考えざるを得ないと考えている。

○ 20年ほど前に、学校を統合するかしないかの議論を非常に長い時間かけてやった。私は統合には反対ではあったが、結果的に統合していきましょうという話になってしまった。

協議会委員からもっと意見を出さないといけない。残念ながら意見が出ないから行政のやり方で進んできてしまっている。一番子どもを考えているのはPTAの方たちである。行政側は目黒区に住んでない人がたくさんいる中で、もっと意見出すのが協議会委員の責任である。協議会のスケジュールについても最初から示されていた。しかしそこに対する意見もなかった。

協議会委員として悔しい思いもあるが、ここまで来た以上進めなければならないものがある。中学校側で校名をどうするかという考えは何かあるか。校名選定の進め方（の選択肢）もそれほどないような気がする。その中で決めなければいけないこともある。

事務局側の味方をするわけではないが、これまでの流れも理解して、現時点のベストを考えてほしい。反対意見は構わないが、そういうことを踏まえて考えていかなければいけない。

（会長）その他ご意見はあるか？

（意見なし）

（会長）色々のご意見ありがとうございます。それでは、今回の意見を踏まえて、事務局の方で進めていただきたい。

#### 4 その他

（会長）委員の方から何か意見はあるか？

（意見なし）

（会長）では事務局から、本年度の取組について説明をお願いします。



(学校統合推進課長)第七中学校・第九中学校の統合新校整備方針(概要版)を用いて説明する。概要版の中ほどに、令和5年度以降の取組イメージを示している。

教育委員会事務局の部課長と、統合対象中学校の校長、関係小学校の校長を構成員とした開設準備委員会を6月に設置する。

また開設準備委員会の下部組織として、こちらに記載の校章・校旗、校歌、標準服・校則、通学負担緩和・安全対策などの検討組織を設置して具体的、実務的な検討をしていく。

地域の方、保護者の方には、こちらの検討組織に入っていただくことから、住区住民会議とPTA宛に推薦依頼を送付しているので、よろしく願いしたい。

(質疑・意見なし)

## 5 閉会

第9回協議会は、校名候補の協議を議題とし、7月28日(金)午後7時から第七中学校体育館で開催することとした。

第9回協議会に向けては、7月13日(木)から7月20日(木)までの間に、協議会委員あて第1回目の投票を行うこととして、協力を依頼するとともに、第9回協議会では、第2回目の投票を行うこととした。

以 上

(このページは空白です)

## 第七中学校・第九中学校統合新校推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」(令和3年12月21日付け目黒区教育委員会決定)に基づき、目黒区立第七中学校及び第九中学校(以下「該当校」という。)の統合を進めるに当たり、新設する区立中学校(以下「統合新校」という。)に関する事項について協議するため、第七中学校・第九中学校統合新校推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 統合新校の位置
- (2) 統合新校の通学区域
- (3) 統合新校の目指す学校像
- (4) 移行期間中の該当校に関する基本的対応策
- (5) 統合新校の校名の選定に関する事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、統合に関して協議が必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者につき、目黒区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 該当校の通学区域内の住区住民会議の会長又は当該会長が推薦する者(当該会長の所属する住区住民会議の構成員に限る。) 4人以内
- (2) 該当校の通学区域内の町会・自治会の会長又は当該会長が推薦する者(当該会長の所属する町会・自治会の構成員に限る。) 15人以内
- (3) 該当校のPTAの会員 4人以内
- (4) 碑小学校、向原小学校、月光原小学校及び原町小学校のPTAの会員 8人以内
- (5) 該当校の学校長 2人以内
- (6) 碑小学校、向原小学校、月光原小学校及び原町小学校の学校長 4人以内
- (7) 教育委員会事務局職員 9人以内
- (8) 前各号に掲げる者のほか協議会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、教育長が委嘱をした日から統合新校を設置する日までの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長3人以内を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、協議会を主宰する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事)

第7条 協議会は、協議の効率的な運営を図るため、幹事を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、学校統合推進課が担当する。

(報告)

第9条 協議会は、第2条各号に掲げる事項について協議した結果を教育長に報告するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会の意見を聴いて定める。

付 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

(\*は重複、敬称略)

区 分	委 員	役職	
住区住民会議(4人)	月光原住区住民会議	今井 礼子	幹事
	向原住区住民会議	松本 猛	会長
	碑住区住民会議	日暮 高久	副会長
	原町住区住民会議	植 英俊	
町会・自治会(15人)	碑文谷町会	篠永 憲子	
	清水町会	今井 礼子	*
	目黒本町東町会	西崎 高史	
	目黒本町五丁目西町会	木村 由起子	
	目黒本町五丁目南町会	得永 純次	
	目黒本町北町会	櫻井 静雄	
	向原東町会	今川 昭彦	
	向原西町会	嶋 和廣	
	月光町会	平井 祥子	
	碑文谷一丁目町会	高田 好旦	
	南一丁目町会	稲田 芳和	
	洗足二丁目町会	佐藤 順造	
	洗足北町会	林 尚美	
	原町一丁目町会	後藤 有能	
	原町西町会	島崎 孝好	幹事
中学校PTA(4人)	第七中学校PTA	堀内 一成	幹事長
	第七中学校PTA	二見 あかね	
	第九中学校PTA	三輪 恵美子	副幹事長
	第九中学校PTA	飛永 八恵	
小学校PTA(8人)	碑小学校PTA	飛弾 拓治	幹事
	碑小学校PTA	西村 さつき	
	向原小学校PTA	岩富 孝允	
	向原小学校PTA	星 ゆき	
	月光原小学校PTA	渡邊 知佳子	
	月光原小学校PTA	和田 俊介	
	原町小学校PTA	梅井 泰	副会長
	原町小学校PTA	安田 隆行	
中学校校長(2人)	第七中学校長	金子 弘樹	副会長
	第九中学校長	鴻野 祐子	幹事
小学校校長(4人)	碑小学校長	大塚 晋一	
	向原小学校長	畔柳 信之	幹事
	月光原小学校長	衣非 まさ子	幹事
	原町小学校長	加藤 明恵	
教育委員会事務局(9人)	教育次長	檉本 達司	
	教育政策課長	濱下 正樹	
	学校統合推進課長	西原 昌典	
	学校運営課長	関 真徳	
	学校ICT課長	藤原 康宏	
	学校施設計画課長	岡 英雄	
	教育指導課長	寺尾 千英	
	教育支援課長	山内 孝	
	統括指導主事	鈴木 将大	

(このページは空白です)

第七中学校・第九中学校の統合新校推進協議会  
協議経緯(令和 5 年度)

	日程	内容
第 8 回	令和 5 年 5 月 15 日(月)	・ 新校の校名選定について
第 9 回	令和 5 年 7 月 28 日(金)	・ 校名候補の協議について